平成２４年（フ）第５０号
熊本県山鹿市下吉田729番地14
債務者　徳永　英恵
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
長野県佐久市高柳310番地16
債務者　飯田　嘉次
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第８３号
長野県佐久市高柳310番地16
債務者　飯田　由美
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第３３０号
東京都足立区千住龍田町８－１－302
債務者　福島かおる
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７４号
東京都大田区鵜の木２丁目19―14―201
債務者　伊藤　由絵
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１１８９７号
埼玉県鴻巣市すみれ野８―603
破産者　中出　　勇
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３８号
神奈川県横浜市青葉区榎が丘56―18
破産者　徳永　英紀
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２２４号
東京都渋谷区広尾１－１－18　上智マンション402、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂８丁目８番７号
破産者　株式会社フオルム・インターナシヨナル
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５０７号
東京都目黒区八雲２丁目７－７－801　都立大第２コーポラス
破産者　加藤　多恵
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０２７号
東京都港区芝浦１丁目13番10号　第三東運ビル８階
破産者　株式会社ウララネオン
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６４５号
静岡県伊東市玖須美元和田727―664、開始決定時の住所東京都八王子市大塚55―３　アーバンキャッスル多摩センターⅡ705
破産者　松川　真樹
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３１９号
東京都葛飾区東金町２丁目26―６―101
破産者　小田部　茂
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４６４号
神奈川県横浜市港北区篠原北２―16―19―201、住民票上の住所神奈川県横浜市港北区篠原町2564―２
破産者　小笠原　薫
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５７８号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目３番地19
破産者　株式会社小平プロセス
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８２４号
東京都調布市小島町３丁目67―１―501、開始決定時の住所東京都調布市多摩川１丁目47―１　ライオンズガーデン調布第２―504
破産者　飯島　　実
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０４８号
東京都国分寺市泉町２丁目５－２－707、開始決定時の住所東京都東村山市多摩湖町３丁目15―56　B―103
破産者　藤居　秀男
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２３６号
栃木県栃木市藤岡町藤岡3230、住民票上の住所東京都足立区綾瀬７丁目１―23―1102
破産者　小島　行純
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部